

7 新都建管第 353 号
令和 7 年 6 月 18 日
都市計画部長決定

**新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
若葉地区地区整備計画における壁面の位置の制限に係る適用除外の運用基準**

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年新宿区条例第 57 号）別表第 2 第 2 号若葉地区地区整備計画の壁面の位置の制限の項ただし書に規定する敷地の形態から区長がやむを得ないと認めた建築物とは、「若葉地区地区計画」における壁面後退の適用除外基準（区画道路 1 号及び区画道路 3 号）（令和 7 年 3 月 6 日付 6 新都景第 499 号）の規定に適合する建築物とする。

附則（令和 7 年 6 月 18 日付 7 新都建管第 353 号）
（施行日）

この基準は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。